

鹿屋体育大学学位規則

						(昭和63年4月1日)
						規則第5号
改正	昭和63年5月25日	平成19年3月22日	平成30年3月2日			
	規則第8号	規則第19号	規則第8号			
	平成元年7月19日	平成20年4月3日	平成30年11月21日			
	規則第2号	規則第13号	規則第43号			
	平成3年7月18日	平成24年11月15日	平成31年4月19日			
	規則第6号	規則第25号	規則第18号			
	平成11年3月17日	平成25年6月14日	令和2年3月26日			
	規則第7号	規則第14号	規則第6号			
	平成12年2月1日	平成27年4月16日	令和5年3月16日			
	規則第3号	規則第39号	規則第15号			
	平成16年3月31日	平成28年3月25日	令和6年3月8日			
	規則第49号	規則第9号	規則第9号			
	平成17年2月3日	平成29年3月10日	令和6年11月20日			
	規則第1号	規則第8号	規則第20号			
	平成19年2月1日	平成29年10月5日	令和8年1月9日			
	規則第1号	規則第28号	規則第1号			

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学士の学位（第2条－第4条）
- 第3章 修士及び博士の学位（第5条－第18条）
- 第4章 雑則（第19条－第22条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第35条第2項及び第53条第5項の規定に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

第2章 学士の学位

（学士の学位）

第2条 本学が授与する学士の学位は、学士（体育学）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位の授与は、学則第33条の規定に基づき、本学体育学部を卒業した者に対し行う。

（学士の学位授与の認定）

第4条 学長は、前条の者に対する学士の学位の授与を認定するものとする。

第3章 修士及び博士の学位

（修士及び博士の学位）

第5条 本学が授与する修士の学位は、修士（体育学）とする。

2 前項の規定にかかわらず、筑波大学とのスポーツ国際開発学共同専攻の教育課程を修了した者の学位は、修士（スポーツ国際開発学）とする。

3 本学が授与する博士の学位は、博士（体育学）とする。

4 前項の規定にかかわらず、3年制博士課程を修了した者の学位は、博士（体育スポーツ学）とする。

（修士及び博士の学位授与の要件）

第6条 修士の学位の授与は、学則第51条第1項の規定に基づき、本学大学院修士課程を修了した者に対し行う。

2 博士の学位の授与は、学則第51条第2項の規定に基づき、本学大学院博士後期課程又は3年制博士課程を修了した者に対し行う。

3 前項に規定するもののほか、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、学位論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

4 第2項に規定するもののほか、3年制博士課程を単位取得満期退学した者で、学位論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格した者にも授与することができる。

（学位論文の提出）

第7条 修士又は博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び別に定める書類を添付し、学長に提出しなければならない。

2 前条第3項又は第4項により博士の学位の授与を受けようとする者は、当該学位論文の内容に関連のある博士後期課程又は3年制博士課程研究指導教員1名に紹介教員としての承諾を得るものとする。

3 提出する学位論文は、1編とする。この場合において、参考論文を添付することができる。

4 学長は、審査のため必要があると認めたときは、学位論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

5 前条第3項又は第4項により博士の学位の授与を受けようとする者は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第6号）第12条に規定する学位論文審査手数料を納入するものとし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

ただし、前条第3項又は第4項に規定する者のうち、本学大学院博士後期課程又は3年制博士課程において所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位の授与を申請した場合は、学位論文審査手数料は免除する。

6 受理した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

（学位論文審査の付託）

第8条 学長は、学位論文を受理したときは、大学院体育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の実施を付託するものとする。

（学位論文審査委員会）

第9条 研究科委員会は、前条の付託を受けたときは、当該論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるため、当該学位論文ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、主査1名及び副査2名で構成する。ただし、必要に応じて副査の数を増やすことができる。

3 研究科委員会が学位論文の審査に必要があると認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会の委員の選出に関し必要な事項は、別に定める。

(最終試験)

第10条 最終試験は、本学修士課程、博士後期課程及び3年制博士課程の在学生のうち、学位論文の審査を終了した者に対して行う。

2 最終試験は、当該学位論文を中心として、これに関連する分野について口述又は筆記により行うものとする。

(学力の確認)

第11条 学力の確認は、専攻の体育学分野に関し、本学の大学院博士後期課程及び3年制博士課程修了者と同等以上の学識並びに研究能力について、口述又は筆記によって行う。

2 本学の大学院博士後期課程又は3年制博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後3年以内に論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査の期間)

第12条 論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士については、その在学期間中に、博士については、論文を受理したときから1年以内に終了しなければならない。

(結果報告)

第13条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果（合格又は不合格の判定を含む。）を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験又は学力の確認の可否を審議決定し、その結果を学長に報告するものとする。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員（公務出張を命じられた者、休職又は停職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を必要とする。

(特定課題の研究成果の審査)

第15条 学則第51条第1項の規定により特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題の研究成果」という。）の審査をもって修士論文の審査に代える場合は、第7条から第10条及び第12条から第14条までの規定を準用する。

(修士及び博士の学位授与の認定及び報告)

第16条 学長は、第14条第1項の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第12条の規定により文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

第4章 雑則

(学位記)

- 第19条 学長は、学士、修士又は博士の学位の授与を認定された者に学位記を交付するものとする。
- 2 学位記の様式は、別紙様式第1号から別紙様式第7号までのとおりとする。

(学位名称の使用)

- 第20条 学位の授与を受けた者が、当該学位の名称を使用するときは、「鹿屋体育大学」と付記しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、筑波大学との共同専攻の教育課程を修了し、学位の授与を受けた者及び3年制博士課程を単位取得満期退学した者で、学位論文を提出し、学位の授与を受けた者が、当該学位の名称を使用するときは「鹿屋体育大学、筑波大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

- 第21条 学長は、学位を授与された者が不正の方法により、学位の授与を受けたことが判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
- 2 第14条の規定は、学位の授与を取消す場合に準用する。この場合において、同条第1項中「研究科委員会」とあるのは、学士の学位の取消しにあっては「教授会」と、「学位論文及び最終試験又は学力の確認」とあるのは、「学位の授与の取消し」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第22条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭63. 5. 25 規則第8号)

この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

附 則 (平元. 7. 19 規則第2号)

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則 (平3. 7. 18 規則第6号)

この規則は、平成3年7月18日から施行する。

附 則 (平11. 3. 17 規則第7号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平12. 2. 1 規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 3. 31 規則第49号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第6条第3項の規定は、当分の間適用しない。

附 則（平17. 2. 3 規則第1号）
この規則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則（平19. 2. 1 規則第1号）
この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 22 規則第19号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 4. 3 規則第13号）
この規則は、平成20年4月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平24. 11. 15 規則第25号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25. 6. 14 規則第14号）
この規則は、平成25年6月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平27. 4. 16 規則第39号）
この規則は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平28. 3. 25 規則第9号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 10 規則第8号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29. 10. 5 規則第28号）
この規則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則（平30. 3. 2 規則第8号）
この規則は、平成30年3月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平30. 11. 21 規則第43号）
この規則は、平成30年11月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平31. 4. 19 規則第18号）
この規則は、令和元年5月1日から施行する。

- 附 則（令2. 3. 26 規則第6号）
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻に在籍する者については、改正後の第5条、第6条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令5. 3. 16 規則第15号）
この規則は、令和5年3月16日から施行する。

附 則（令6. 3. 8 規則第9号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令 6 . 1 1 . 2 0 規則第 2 0 号）
この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（令 8 . 1 . 9 規則第 1 号）
この規則は、令和 8 年 1 月 9 日から施行し、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

on recommendation of the

課程名

of the

School of Physical Education

has conferred the degree of

Bachelor of Physical Education

upon

氏 名

for having successfully completed all

the requirements in the field of

Physical Education

on this, the 00th day of 0000 in the year 0000

Diploma No.

大学印

President 氏 名(サイン)

課程名

Integrated Sports Science Course

または Budo Course

第 号

卒業証書・学位記

大学印

氏 名

年 月 日 生

本学体育学部 課程名 所定の課程を修めて本学を卒業した

ことを認め学士（体育学）の学位を授与する

年 月 日

鹿屋体育大学長 氏 名

学長印

課程名

スポーツ総合課程 または 武道課程

National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

on recommendation of the

Graduate School of Physical Education

has conferred the degree of

Master of Physical Education

upon

氏 名

for having successfully completed all

the requirements in the field of

Physical Education

on this, the 00th day of 0000 in the year 0000

Diploma No.

大学印

President 氏 名(サイン)

第 号

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日 生

本学大学院体育学研究科体育学専攻の修士課程を修了したので

修士（体育学）の学位を授与する

年 月 日

鹿屋体育大学長 氏 名

学長印

National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

on recommendation of the

Graduate School of Physical Education

has conferred the degree of

Doctor of Philosophy in Physical Education

upon

氏 名

for having successfully completed all

the requirements in the field of

Physical Education

on this, the 00th day of 0000 in the year 0000

Diploma No. HAKU-K0

大学印

President 氏 名(サイン)

博甲第 号

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日 生

本学大学院体育学研究科体育学専攻の博士後期課程を修了したので

博士（体育学）の学位を授与する

年 月 日

鹿屋体育大学長 氏 名

学長印

University of Tsukuba
and
National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

This is to certify that

氏 名

Date of Birth: 0000 00, 0000

has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of

Master of Arts in International Development
and Peace through Sport

from the Joint Master's Program in International
Development and Peace through Sport

between the Graduate School of Comprehensive Human Sciences,
University of Tsukuba

and the Graduate School of Physical Education,
National Institute of Fitness and Sports in KANOYA.

0000 00, 0000

Diploma No. TSUKUKANO SHU-KO _____

氏名(サイン)

氏 名

President

University of Tsukuba

氏名(サイン)

氏 名

President

National Institute of Fitness and
Sports in KANOYA

筑鹿 修甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

筑波大学大学院人間総合科学学術院

及び鹿屋体育大学大学院体育学研究科

のスポーツ国際開発学共同専攻の修士

課程を修了したので修士（スポーツ国

際開発学）の学位を授与する

年 月 日

筑波大学長

氏 名

学長印

鹿屋体育大学長

氏 名

学長印

University of Tsukuba
and
National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

This is to certify that

氏名

Date of Birth: 0000 00, 0000

has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of

Doctor of Philosophy in Physical Education
and Sport Studies

from the Joint Doctoral Program in Advanced Physical
Education and Sports for Higher Education
between the Graduate School of Comprehensive Human Sciences,
University of Tsukuba
and the Graduate School of Physical Education,
National Institute of Fitness and Sports in KANOYA.

0000 00, 0000

Diploma No. TSUKUKANO HAKU-KO _____

氏名(サイン)

氏名

President

University of Tsukuba

氏名(サイン)

氏名

President

National Institute of Fitness and
Sports in KANOYA

筑波 博甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

筑波大学大学院人間総合科学学術院

及び鹿屋体育大学大学院体育学研究科

の大学体育スポーツ高度化共同専攻の

3年制博士課程を修了したので博士

(体育スポーツ学) の学位を授与する

年 月 日

筑波大学長

氏 名

学長印

鹿屋体育大学長

氏 名

学長印

National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

on recommendation of the

Graduate School of Physical Education

has conferred the degree of

Doctor of Philosophy in Physical Education

upon

氏 名

for having successfully submitted and defended

their doctoral dissertation in the field of

Physical Education

on this, the 00th day of 0000 in the year 0000

Diploma No. HAKU-OTSU

大学印

President 氏 名(サイン)

博乙第 号

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので

博士（体育学）の学位を授与する

年 月 日

鹿屋体育大学長 氏 名

学長印

University of Tsukuba
and
National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

This is to certify that
氏 名
Date of Birth: 0000 00, 0000

has submitted a doctoral dissertation and
successfully fulfilled all the requirements for the degree of
Doctor of Philosophy in Physical Education
and Sport Studies
from the University of Tsukuba and
the National Institute of Fitness and Sports in KANOYA.

Date 0000 00, 0000
Diploma No. TSUKUKANO HAKU-OTSU

氏名（サイン）	氏名（サイン）
President	President
University of Tsukuba	National Institute of Fitness and Sports in KANOYA

筑波大学 第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

筑波大学及び鹿屋体育大学に学位論文
を提出し所定の審査に合格したので
博士（体育スポーツ学）の学位を授与する

年 月 日
筑波大学長 鹿屋体育大学長

学長印

学長印